

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 社会保険診療と自由診療の経費区分

Q：私は、歯科医ですが、社会保険診療報酬については概算経費率による特例計算を選択しようと考えています。その場合、自由診療分から差し引く必要経費は、どのように計算するのでしょうか。

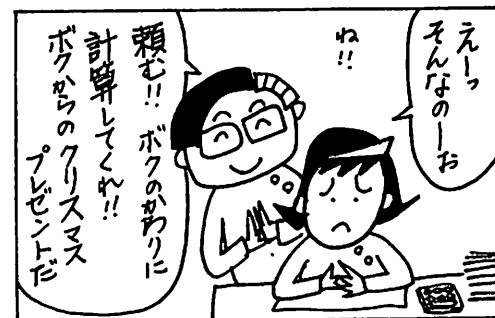
A：自由診療の必要経費であることが明らかに区分できるものは自由診療の必要経費とし、その他の共通経費は自由診療割合によってあん分します。

### 【解説】

概算経費率による特例計算の適用に当たっては、必要経費について社会保険診療報酬に係る分と自由診療報酬に係る分とに区分しなければなりません。

必要経費のうち事業税のように自由診療に対応することが明らかなものは自由診療分の経費とすることはもちろんですが、いずれの収入に対応する経費が明らかでないものは、それぞれ、①使用薬価の比、②延患者数の比、③その他経費の種類に応じた適切な基準による配分を行うこととなっていますから、納税者の実情により適切な基準によって計算することになります。

ただし、貸倒引当金繰入損、貸倒損失については、各年度末の貸金の額により、また、退職給与引当金繰入損、退職金については、給与と同じ基準により区分することとされています。



今年もリーダーズクラブニュースをご愛読下さいましてありがとうございました。

来年は1月6日号よりお送りいたします。来年もよろしくお願ひします。皆様よいお年を。